

# 令和4年度 地域再生マネージャー事業

～地域の自立的活動・ビジネス創出の仕組みづくりに向けた取組を支援～

## 1 事業の目的

地域再生に取り組む市町村等に対して、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家（地域再生マネージャー等）を活用する費用の一部を支援することで、当該地域の段階・実情に応じた地域再生の取組を促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与しようとするものです。

(※) 当事業において「地域再生」とは、地域住民が主体となった持続可能な仕組みや体制を構築すること、さらには地域資源等を活用したビジネスを創出することで、地域が自立的に活動し雇用に結び付ける仕組みづくりを行うことをいいます。

## 2 事業の概要

本事業では、次のメニューにより、市町村等の地域再生への取り組みをサポートします。

### (1) 外部専門家活用助成

- ①市町村が単独で取り組む事業 : 助成率2/3以内、助成額 700万円以内
- ②複数の市町村が共同で取り組む事業 : 助成率2/3以内、助成額1,000万円以内

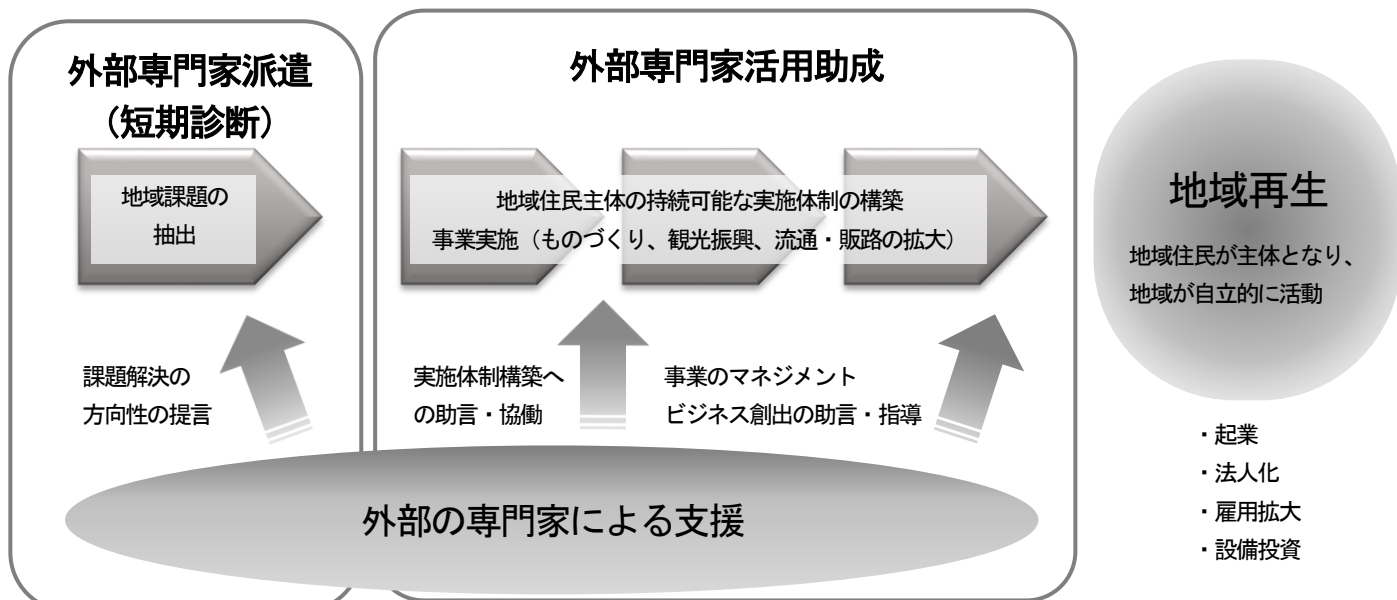
地域再生に取り組む市町村等が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、当財団がその費用の一部を助成するものです。

外部専門家は、地域住民主体による持続可能な実施体制の構築、地域資源等を活用したビジネス創出への助言・指導及び事業の具体的なマネジメント等を行います。

### (2) 外部専門家派遣（短期診断） [ 派遣回数1回 ]

地域再生に取り組もうとする市町村に対して、当財団から外部専門家を派遣し必要な助言等を行うものです。外部専門家は、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行います。

- ① 市町村が単独で実施 : 2泊3日で現地調査と提言を行う。  
1泊2日で現地調査、後日オンラインで提言を行う。
- ② 複数の市町村が共同で実施 : 隣接する市町村の場合は2泊3日で現地調査を行い、後日オンラインで提言を行う。  
隣接しない市町村の場合はそれぞれの市町村で原則として1泊2日の現地調査を行い、後日オンラインで提言を行う。



・ 本事業の詳細については、「令和4年度『地域再生マネージャー事業』手引き」を参照願います。

### 3 公募概要

#### (1) 外部専門家活用助成

助成対象者	①単独で事業に取り組む市町村(特別区を含み、政令指定都市を除く。) ②複数の市町村が共同で取り組む事業を代表する団体 (広域連合等地方自治法に基づく団体を含む)
助成金額	①市町村が単独で取り組む事業： 助成率2/3以内(上限 700万円) ②複数の市町村が共同で取り組む事業：助成率2/3以内(上限1,000万円)
助成対象経費	①外部専門家の活用に関する経費(複数人も可) 外部専門家の人件費(謝金を含む。)、旅費 ②その他の経費 旅費、委託料、会議費、印刷製本費、広告宣伝費、原材料費、消耗品費、通信運搬費等(消費税及び地方消費税を含む。)
助成対象期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年2月20日
対象事業数	15件程度
公募期間	令和3年10月1日 ~ 令和3年12月6日(財団必着)
留意事項	①市町村は、都道府県を經由して、財団に申請してください。 ②書面審査の他、必要に応じ現地でのヒアリングを実施することがあります。 ③採択・不採択の通知は2月上旬の予定です。 ④事業経費、助成金の財源充当については、原則、当初予算にて計上してください。 ⑤期中の概算払いは行いません。 ⑥外部専門家の活用に関する経費は、助成対象経費の概ね半分以上に調整願います。 ⑦申請書は外部専門家と協議のうえ作成してください。 ⑧活用する外部専門家は、原則市町村等で選任してください。希望があれば財団において外部専門家を紹介することも可能です。 ⑨耐用年数が1年以上の物品の購入費用は原則助成対象外とします。事業推進にあたり必要な場合は事前に御相談ください。

#### (2) 外部専門家派遣(短期診断)

助成対象者	市町村(特別区を含み、政令指定都市を除く。)
派遣内容	① 原則として1件当たり1回(2人)まで ② 市町村が単独で実施する場合は、2泊3日で現地調査と提言、または1泊2日で現地調査、後日オンラインで提言。 ③ 複数の市町村が共同で実施する場合は、隣接する市町村の場合は連続する3日間で現地調査を行い後日オンラインで提言、隣接しない市町村の場合は原則として連続する2日間の現地調査をそれぞれの市町村にて行い後日オンラインで提言。
経費	外部専門家の派遣に係る費用(旅費・謝金)について、原則として財団が負担し、外部専門家へ直接支払う。(算定方法については、財団の規定によります。)
派遣実施期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年1月31日
対象件数	6件程度
公募期間	令和3年10月1日 ~ 令和3年12月6日(財団必着)
留意事項	①市町村は、都道府県を經由して、財団に申請してください。 ②採択・不採択の通知は2月下旬の予定です。 ③対象(採択)件数に達しない場合は継続公募とします。 ④派遣する外部専門家は、原則財団が選任します。

問合せ先	(一財) 地域総合整備財団 <ふるさと財団> 地域再生部地域再生課 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館12階 【TEL】03-3263-5736 【FAX】03-3263-5732 【E-mail】saisei-ka@furusato-zaidan.or.jp 【URL】https://www.furusato-zaidan.or.jp/
------	--